

岩見沢地区消防事務組合火災予防条例の一部改正について

『簡易サウナ設備』の新設と住宅における『感震ブレーカー』の普及促進

01

『簡易サウナ設備』の新設

テント型、バレル型サウナの増加により、従来の浴場等に設置されるサウナ設備の規制では実態とそぐわないことによる改正



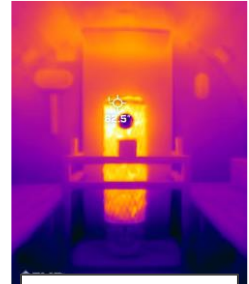
テント型サウナ



バレル型サウナ



サウナストーブ



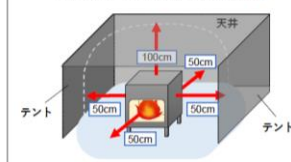
サウナ内温度状況

現行基準

- ① テントやバレル（木樽）に設けるものは想定されていない。
- ② サウナストーブと周囲の可燃物との離隔距離として、可燃物の表面温度が 100°C を超えない距離を保つことが求められている。（低温着火が生じることを考慮）

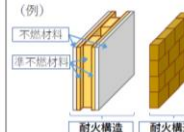
離隔距離のイメージ

(例) 固体燃料を使用するストーブの建築物等及び可燃物からの離隔距離



(補足) 離隔距離を要しない構造

- ① 耐火構造
仕上げを不燃材料かつ、間柱・下地等を準不燃材料
- ② 耐火構造以外の構造
間柱・下地等を不燃材料

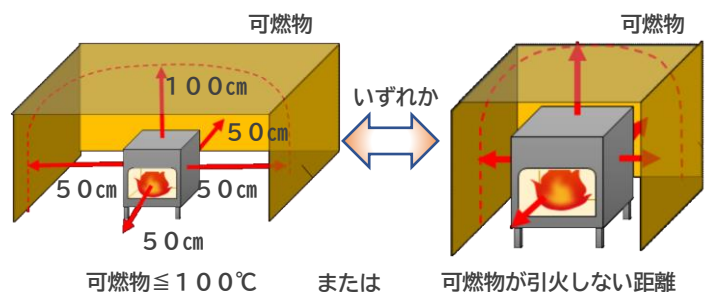


可燃物までの離隔距離を長く取る必要がある



改正基準

- ① 『簡易サウナ設備』を追加し、屋外等のテント及びバレルに設けるサウナストーブ（最大出力 6kw 以下の薪ストーブ・電気ストーブ）を規定。
- ② サウナストーブと周囲の可燃物の離隔距離として、可燃物が 100°C を超えない距離又は可燃物が引火しない距離（可燃物の表面温度が $200^{\circ}\text{C}\sim 300^{\circ}\text{C}$ を超えない距離に相当）のいずれかが確保されていればよいこととする。



離隔距離を短くすることができ、テントやバレルの狭い空間にサウナストーブが設置可能

02

『一般サウナ設備』への名称変更

簡易サウナ設備以外のサウナ設備（浴場等のサウナ室に設けるサウナストーブ）を一般サウナ設備として改正

岩見沢地区消防事務組合火災予防条例の一部改正について

『簡易サウナ設備』の新設と住宅における『感震ブレーカー』の普及促進

03

火災予防条例に『感震ブレーカー』を明記

住宅における火災の予防を推進するための施策に『感震ブレーカー』の普及促進を明記するための改正

感震ブレーカーとは？

地震の揺れを感知して自動的に電気の供給を遮断する装置で、大規模地震時の停電からの復旧時に発生する電気火災（通電火災）を防ぐためのものです。



分電盤タイプ



簡易タイプ



簡易タイプ



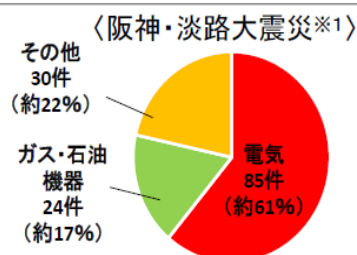
コンセントタイプ

（参考）大規模地震時における電気火災の発生状況について

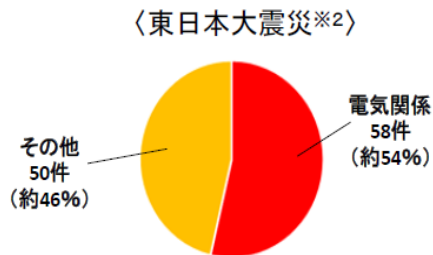
○過去の大規模地震において、電気を原因とした火災が多く発生している。

○平成7年の阪神淡路大震災においては、139件の地震火災のうち、電気火災が85件（約6割）、平成23年の東日本大震災においては、108件の地震火災のうち、電気火災が58件（約5割強）発生している。

過去の大規模地震時における火災の発生状況



※1「地震時における出火防止対策のあり方に関する調査検討報告書、平成10年」(消防庁)を基に作成



※2 日本火災学会誌「2011年東日本大震災 火災等調査報告書」を基に作成